

二十九 リース取引の意義

改 正 後	改 正 前
<p>(解除をすることができないものに準ずるものの意義)</p> <p>15 - 1 - 1 <u>法第 64 条の 2 第 3 項第 1 号</u>.....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>イ .....<u>15 - 1 - 2</u>.....</p> <p>ロ .....</p>	<p>(解除をすることができないものに準ずるものの意義)</p> <p>15 - 1 - 1 <u>第 136 条の 3 第 3 項第 1 号</u>.....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>イ .....<u>15 - 1 - 3</u>.....</p> <p>ロ .....</p>
(廃止)	<p><u>(資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきことの意義)</u></p> <p><u>15 - 1 - 2 令第 136 条の 3 第 3 項第 2 号(リース取引の定義)に規定する「当該資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきこと」とは、その賃貸借期間中に賃借人が支払うリース料の額の合計額が、賃貸人における賃貸借資産の取得価額及びその取引に係る付随費用(賃貸借資産の取得に要する資金の利子、固定資産税、保険料等その取引に関連して賃貸人が支出する費用をいう。以下 15 - 1 - 3 において同じ。)の額の合計額のおおむね全部(原則として 100 分の 90 以上)とされていることをいう。</u></p>
<p>(おおむね 100 分の 90 の判定等)</p> <p>15 - 1 - 2 <u>令第 131 条の 2 第 2 項に規定する「おおむね 100 分の 90」</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(1) .....</p> <p>(注) .....</p> <p>.....<u>付随費用(賃貸借資産の取得に要する資金の利子、固定資産税、保険料等その取引に関連して賃貸人が支出する費用をいう。)の額</u>...</p> <p>.....</p>	<p>(おおむね全部の判定)</p> <p>15 - 1 - 3 <u>15 - 1 - 1 及び 15 - 1 - 2 に定める「おおむね全部」</u>.....</p> <p>...</p> <p>(1) .....</p> <p>(注) .....</p> <p>.....<u>付随費用の額</u>.....</p>

(2) .....

15 - 1 - 1 に定める「おおむね全部」の判定に当たっても、同様とする。

(これらに準ずるものの意義)

15 - 1 - 3 令第 131 条の 2 第 1 項(リース取引の範囲)に規定する「これらに準ずるもの」に該当する土地の賃貸借とは、例えば、次に掲げるものをいう。

(1) 賃貸借期間の終了後、無償と変わらない名目的な賃料によって更新することが賃貸借契約において定められている賃貸借(契約書上そのことが明示されていない賃貸借であって、事実上、当事者間においてそのことが予定されていると認められるものを含む。)

(2) 賃貸人に対してその賃貸借に係る土地の取得資金の全部又は一部を貸し付けている金融機関等が、賃借人から資金を受け入れ、当該資金をして当該賃借人の賃借料等の債務のうち当該賃貸人の借入金の元利に対応する部分の引受けをする構造になっている賃貸借

(2) .....

(新 設)

### 三十 売買とされるリース取引

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	第 2 節 売買とされるリース取引
(廃 止)	第 1 款 売買とされるリース取引の意義
(廃 止)	<u>(売買とされる取引に準ずるものの意義)</u> <u>15 - 2 - 1 令第 136 条の 3 第 1 項(売買とされるリース取引)に規定する「これらに準ずるもの」とは、例えば、次に掲げるものをいう。</u> <u>(1) リース期間(同項第 1 号に規定するリース期間をいう。以下この章において同じ。)の終了後、無償と変わらない名目的な再リース料によって再リー</u>

改 正 後	改 正 前
<p>( 廃 止 )</p>	<p><u>スすることがリース契約（同条第3項（リース取引の定義）に規定するリース取引（以下この章において「リース取引」という。）に係る契約をいう。以下この章において同じ。）において定められているリース取引（リース契約書上そのことが明示されていないリース取引であって、事実上、当事者間においてそのことが予定されていると認められるものを含む。）</u></p> <p>(2) <u>賃貸人に対してそのリース取引の目的となる資産（以下この章において「リース資産」という。）の取得資金の全部又は一部を貸し付けている金融機関等が、賃借人から資金を受け入れ、当該資金をして当該賃借人のリース料等の債務のうち当該賃貸人の借入金の元利に対応する部分の引受けをする構造になっているリース取引</u></p> <p>(3) <u>リース期間が令第56条（減価償却資産の耐用年数、償却率及び残存価額）に規定する財務省令で定める耐用年数（以下この章において「耐用年数」という。）に比して相当の差異がない場合であっても、残価を高く設定する方法によりそのリース取引が専ら賃貸人の当該リース期間の前半における損失の計上を目的としていると認められるものなど、著しく課税上の弊害があると認められるリース取引</u></p> <p><u>（著しく有利な価額）</u></p> <p><u>15 - 2 - 2 リース期間の終了の時又はリース期間の中途においてリース資産を買い取る権利が与えられているリース取引について、賃借人がそのリース資産を買い取る権利に基づき当該リース資産を購入する場合の対価の額が、当該リース資産につき耐用年数を基礎として定率法により計算したその購入時における未償却残額に相当する金額以上の金額とされているときは、当該対価の額が当該権利行使時の公正な市場価額に比し著しく下回るものでない限り、当該対価の額は令第136条の3第1項第2号（売買とされるリース取引）に規定する</u></p>

( 廃 止 )

「著しく有利な価額」に該当しないものとする。

( 専属使用のリース資産 )

15 - 2 - 3 次に掲げるリース取引は、令第 136 条の 3 第 1 項第 3 号(売買とされるリース取引)に規定する「その使用可能期間中当該賃借人によってのみ使用されると見込まれるもの」に該当することに留意する。

(1) 土地、建物、建物附属設備又は構築物(建設工事等の用に供する簡易建物、広告用の構築物等で移設が比較的容易に行い得るもの又は賃借人におけるそのリース資産と同一種類のリース資産に係る既往のリース取引の状況、当該リース資産の性質その他の状況からみて、リース期間の終了後に当該リース資産が賃貸人に返還されることが明らかなものを除く。)を対象とするリース取引

(2) 機械装置等で、その主要部分が賃借人における用途、その設置場所の状況等に合わせて特別な仕様により製作されたものであるため、当該賃貸人が当該リース資産の返還を受けて再び他に賃貸又は譲渡することが困難であって、その使用可能期間を通じて当該賃借人においてのみ使用されると認められるものを対象とするリース取引

( 廃 止 )

( 専用機械装置等に該当しないもの )

15 - 2 - 4 次に掲げる機械装置等を対象とするリース取引は、15 - 2 - 3 の(2)に定めるリース取引には該当しないものとする。

(1) 一般に配付されているカタログに示された仕様に基づき製作された機械装置等

(2) その主要部分が一般に配付されているカタログに示された仕様に基づき製作された機械装置等で、その附属部分が特別な仕様を有するもの

(3) (1)及び(2)に掲げる機械装置等以外の機械装置等で、改造を要しないで、又

改 正 後	改 正 前
	<p>は一部改造の上、容易に同業者等において実際に使用することができると認められるもの</p> <p>( 廃 止 ) ( 形式基準による専用機械装置等の判定 )</p> <p>15 - 2 - 5 機械装置等を対象とするリース取引が、当該リース取引に係るリース資産の耐用年数の 100 分の 80 に相当する年数( 1 年未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てる。)以上の年数をリース期間とするものである場合は、当該リース取引は令第 136 条の 3 第 1 項第 3 号( 売買とされるリース取引 ) に規定する「その使用可能期間中当該賃借人によってのみ使用されると見込まれるもの」には該当しないものとして取り扱うことができる。</p> <p>( 廃 止 ) ( 識別困難なリース資産 )</p> <p>15 - 2 - 6 令第 136 条の 3 第 1 項第 3 号( 売買とされるリース取引 ) に規定する「リース資産の識別が困難であると認められるもの」かどうかは、賃貸人及び賃借人において、そのリース資産の性質及び使用条件等に適合した合理的な管理方法によりリース資産が特定できるように管理されているかどうかにより判定するものとする。</p> <p>( 廃 止 ) ( 相当の差異の意義 )</p> <p>15 - 2 - 7 令第 136 条の 3 第 1 項第 4 号( 売買とされるリース取引 ) に規定する「相当の差異があるもの」とは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるものとする。</p> <p>(1) リース期間が耐用年数に比して短い場合 当該リース期間がリース資産の耐用年数の 100 分の 70( 耐用年数が 10 年以上のリース資産については、100 分の 60 ) に相当する年数( 1 年未満の端数がある場合には、その端数を切り</p>

( 廃 止 )

捨てる。)を下回る期間であるもの

(2) リース期間が耐用年数に比して長い場合 当該リース期間(再リースすることが明らかなものについては、当該再リースに係るリース期間を含む。)がリース資産の耐用年数の100分の120に相当する年数(1年未満の端数がある場合には、その端数を切り上げる。)を上回る期間であるもの

(注) 一のリース取引において耐用年数の異なる数種の資産を取引の対象としている場合(当該数種の資産について、同一のリース期間を設定している場合に限る。)において、それぞれの資産の耐用年数を加重平均した年数(リース料の額の合計額又は賃貸人における取得価額をそれぞれの資産ごとに区分した上で、その金額ウェイトを計算の基礎として算定した年数をいう。)により、上記の判定を行っているときは、これを認めるものとする。

(税負担を著しく軽減することになると認められないもの)

15 - 2 - 8 次に掲げるリース取引については、令第136条の3第1項第4号(売買とされるリース取引)に規定する「当該賃貸人又は当該賃借人の法人税又は所得税の負担を著しく軽減することになると認められるもの」には該当しないことに留意する。

(1) リース期間が耐用年数に比して短い場合

イ リース期間の月数にその見込まれる再リース期間の月数を加えた月数をリース期間とするリース取引が行われたと仮定した場合に、賃借人が各連結事業年度において支払うリース料の額のうち当該リース期間を基礎として計算した適正リース料の額を超える部分の金額につき前払費用として処理しているもの

ロ 賃借人におけるそのリース資産と同一種類のリース資産に係る既往のリース取引の状況、当該リース資産の性質その他の状況からみて、リース期間の終了後に当該リース資産が賃貸人に返還されることが明らかなもの

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: right;">(廃止)</p>	<p>(2) <u>リース期間が耐用年数に比して長い場合</u></p> <p>イ <u>賃貸人におけるリース資産の償却費の額について、当該リース期間にわたって当該リース料の額に応じて損金の額に算入しているもの</u></p> <p>ロ <u>リース契約の中に、賃借人が公正な市場価額でリース資産を購入する旨の条項(以下 15 - 2 - 8 において「公正市場価額条項」という。)が付されているもの</u></p> <p>(注) <u>リース契約の中に公正市場価額条項が付されている賃貸借であっても、次のすべての要件を満たすものでない場合は、公正市場価額条項が付されていないものとして取り扱う。</u></p> <p>1 <u>リース資産のリース期間終了時における公正な市場価額が残価を上回る可能性が高いと認められること。</u></p> <p>2 <u>賃借人がリース資産を購入する権利を有する場合において、当該権利の行使をするに当たって、残価と公正な市場価額との差額についていかなる清算又は調整をもしないことが明らかであること。</u></p> <p>3 <u>リース期間がリース資産の使用可能期間よりも相当短いこと。</u></p> <p><u>(適正リース料の額)</u></p> <p>15 - 2 - 9 <u>15 - 2 - 8 の(1)のイの場合において、適正リース料の額とは、各連結事業年度のうちに含まれるリース期間に対応するリース料の額(当該連結事業年度の中でリース期間が終了したため当該連結事業年度に含まれる再リース期間がある場合には、当該リース料の額と当該再リース期間に対応する再リース料の額との合計額とする。)のうち次の算式により計算した金額をいう。</u></p> <p><u>なお、再リース期間の推定が困難である場合は、そのリース資産の耐用年数の 100 分の 70 (耐用年数が 10 年以上のリース資産については、100 分の 60 に相当する年数(1 年未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てる。))を月</u></p>

数に換算し、その月数からリース期間の月数を控除した期間を再リース期間としてその計算を行うものとする。

(算式)

$$\frac{\text{リース期間及び見込まれる再リース期間において支払うべきリース料及び再リース料の総額}}{\times} \frac{\text{当該連結事業年度のうちに含まれるリース期間及び再リース期間の月数}}{\text{リース期間の月数と見込まれる再リース期間の月数の合計月数}}$$

(注) 1. 再リース期間を含む全体のリース期間の見積りは、店舗用設備等での連結法人における過去の設備更新の状況が明らかなものを対象とするリース取引については、その個別の事情に基づいてこれを行い、ガソリンスタンドの洗車設備に係るリース契約のように、一般にそのリース取引におけるリース期間(再リース期間を含む。)がおおむね一定しており、かつ、そのリース期間の終了後に賃貸人に返還されることが明らかな資産を対象とするリース取引については、そのリース期間による。

2. リース契約において再リース料の額が定められていない場合には、そのリース取引に係る再リース料の額は、一般のリース取引における再リース料の額を参酌して合理的に見積もる。

( 廃 止 )

( 期間経過に伴う前払費用の損金算入 )

15 - 2 - 10 15 - 2 - 8 の(1)のイにより前払費用とされた金額 ( 法人税基本通達 12 の 5 - 2 - 8 の(1)のイ(税負担を著しく軽減することになると認められないもの) ) により前払費用とされた金額を含む。以下 15 - 2 - 11 において同じ。 ) は、再リース期間の属する連結事業年度において、次の算式により計算した金額を限度として損金の額に算入する。

(算式)

改 正 後	改 正 前
	<p style="text-align: center;"> <u>15 - 2 - 9 に定め る算式により計算 した金額</u> </p> <p style="text-align: center;">           -         </p> <p style="text-align: center;"> <u>当該連結事業年度のう ちに含まれる再リース 期間に対応する再リー ス料の額</u> </p> <p> <u>(注) 1 当該連結事業年度の中でリース期間が終了した場合には、当該連結事 業年度の当該リース期間に対応するリース料の額を算式中「当該連結事業 年度のうちに含まれる再リース期間に対応する再リース料の額」に含める。</u> </p> <p> <u>2 再リース料の額は、再リース期間の経過に応じて損金の額に算入する。</u> </p> <p>           (廃 止) <u>(リース資産を購入した場合の前払費用の処理)</u>  <u>15 - 2 - 11 賃借人がリース期間の中途又はリース期間の終了後にそのリース資 産を購入した場合において、その購入の時に 15 - 2 - 8 の(1)のイにより前払費 用とされている金額があるときは、その前払費用とされている金額をその資産 の取得価額に含めるものとする。</u> </p> <p>           (廃 止) <u>(リース資産を返還した場合の前払費用の処理)</u>  <u>15 - 2 - 12 賃借人がリース期間の中途又はリース期間の終了後にそのリース資 産を賃貸人に返還した場合には、その返還した日において前払費用とされてい る金額は、同日の属する連結事業年度において損金の額に算入する。</u> </p> <p>           (廃 止) <u>(リース料の額の収益計上時期)</u>  <u>15 - 2 - 13 賃貸人が各連結事業年度において収受すべきリース料の額は、賃借 人においてその支払うリース料の額の一部が前払費用とされている場合におい ても、当該連結事業年度の益金の額に算入する。ただし、賃貸人が、各連結事 業年度において収受すべきリース料の額のうち 15 - 2 - 9 の算式に準じて計算</u> </p>

した金額を超える部分の金額につき、当該各連結事業年度において前受収益として経理するとともに、当該前受収益として経理した金額につき、再リース期間の属する各連結事業年度において15-2-10に準じて計算した金額を益金の額に算入している場合には、これを認めるものとする。

( 廃 止 )

(リース資産の返還があった場合の前受収益の処理)

15-2-14 賃貸人においてそのリース料の額の一部を前受収益として経理している場合において、リース期間の中途又はリース期間の終了後にリース資産が賃借人から返還されたときは、その返還があった日において前受収益として経理している金額は、同日の属する連結事業年度において益金の額に算入する。

( 廃 止 )

第2款 賃借人の処理

( 廃 止 )

(リース資産の取得価額)

15-2-15 令第136条の3第1項(売買とされるリース取引)の規定の適用によりリース資産の売買があったものとされた場合において、賃借人における当該リース資産の取得価額は、原則として、そのリース期間中に支払うべきリース料の額の合計額による。ただし、そのリース取引に係る契約書等により、そのリース料の額の合計額のうち賃借人におけるそのリース資産の取得価額から成る部分の金額を区分することができる場合には、その賃借人におけるリース資産の取得価額から成る部分の金額を当該リース資産の取得価額とすることができる。

(注)1 再リース料の額は、リース資産の取得価額に算入しない。

2 リース資産を事業の用に供するために賃借人が支出する付随費用の額は、リース資産の取得価額に含まれる。

3 リース期間の終了後に当該リース資産を賃借人が購入した場合における

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: right;">( 廃 止 )</p>	<p><u>賃借人が支払う購入代価の額は、その購入をした時に当該リース資産の取得価額に加算する。</u></p> <p><u>(償却費として損金経理をしたものとするリース料の額)</u></p> <p><u>15 - 2 - 16 令第 136 条の 3 第 1 項(売買とされるリース取引)の規定の適用によりリース資産の売買があったものとされた場合において、賃借人が、支払うべきリース料の額をその支払うべき日の属する連結事業年度において賃借料等として損金経理をしているときには、当該リース料の額(15 - 2 - 15 のただし書によっている場合には、当該リース料の額のうち賃借人におけるそのリース資産の取得価額から成る部分の金額に対応する金額に限る。)は、法第 31 条第 1 項(減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法)に規定する「償却費として損金経理をした金額」に含まれるものとする。</u></p> <p><u>(注) 賃借人が 15 - 2 - 15 のただし書によってリース資産の取得価額を計算している場合には、当該リース資産に係るリース料の額のうちその取得価額に算入しなかった金額に対応する金額は、リース期間の経過に応じて損金の額に算入する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 款 賃借人の処理</p> <p><u>(延払基準を適用する場合の譲渡の対価の額)</u></p> <p><u>15 - 2 - 17 令第 136 条の 3 第 1 項(売買とされるリース取引)の規定の適用によりリース資産の売買があったものとされた場合において、当該リース取引が法第 63 条第 5 項(長期割賦販売等の要件)に規定する要件を満たすときは、賃借人はそのリース取引に係る収益の額及び費用の額の計算につき、同条の規定を適用することができる。この場合には、そのリース期間中に収受すべきリー</u></p>
<p style="text-align: right;">( 廃 止 )</p>	
<p style="text-align: right;">( 廃 止 )</p>	

	<p>ス料の額の合計額を令第 124 条(延払基準の方法)に規定する「長期割賦販売等の対価の額」として取り扱う。</p> <p>注 1 <u>そのリース取引が行われた日の属する連結事業年度後の連結事業年度(それらの事業年度のうち連結事業年度に該当しないものがある場合には、当該事業年度)において当該リース取引について売買があったものとして処理すべきことが明らかになった場合には、当該明らかになった日の属する連結事業年度前の各連結事業年度についての当該リース取引(法第 63 条第 5 項に規定する要件を満たすものに限る。)に係る収益の額及び費用の額は、原則として令第 124 条に規定する延払基準の方法により計算した収益の額及び費用の額とする。</u></p> <p>2 <u>再リース料の額は、長期割賦販売等の対価の額に含めないで、その收受すべき日の属する連結事業年度の益金の額に算入する。</u></p> <p>3 <u>本文及び 1 の取扱いは、法第 63 条第 4 項の適用がない場合に限られるのであるから、留意する。</u></p>
--	---

三十一 金銭の貸借とされるリース取引

改 正 後	改 正 前
<p>第 2 節 金銭の貸借とされるリース取引</p> <p>(金銭の貸借とされるリース取引の判定)</p> <p>15 - 2 - 1 法第 64 条の 2 第 2 項.....</p> <p>.....<u>その資産</u>.....<u>その資産</u>.....</p> <p>(1) .....リース契約(法第 64 条の 2 第 3 項(リース取引に係る所得の金額の計算)に規定するリース取引に係る契約をいう。以下 15 - 2 - 2 において同じ。)).....</p>	<p>第 3 節 金銭の貸借とされるリース取引</p> <p>(金銭の貸借とされるリース取引の判定)</p> <p>15 - 3 - 1 令第 136 条の 3 第 2 項.....</p> <p>.....<u>リース資産</u>.....<u>そのリース資産</u>.....</p> <p>(1) .....リース契約.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>イ .....</p> <p>ロ .....</p> <p>ハ .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(借入金として取り扱う売買代金の額)</p> <p>15 - 2 - 2 法第 64 条の 2 第 2 項.....</p> <p>.....リース期間(リース契約において定められた賃貸借期間をいう。 以下 15 - 2 - 2 において同じ。)中.....15 - 2 - 3.....</p> <p>(償却費として損金経理をしたものとするリース料の額)</p> <p>15 - 2 - 3 法第 64 条の 2 第 2 項.....</p> <p>(貸付金として取り扱う売買代金の額)</p> <p>15 - 2 - 4 法第 64 条の 2 第 2 項.....</p>	<p>イ .....</p> <p>ロ .....</p> <p>ハ .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(借入金として取り扱う売買代金の額)</p> <p>15 - 3 - 2 令第 136 条の 3 第 2 項.....</p> <p>.....リース期間中.....15 - 3 - 3.....</p> <p>(償却費として損金経理をしたものとするリース料の額)</p> <p>15 - 3 - 3 令第 136 条の 3 第 2 項.....</p> <p>(貸付金として取り扱う売買代金の額)</p> <p>15 - 3 - 4 令第 136 条の 3 第 2 項.....</p>

三十二 連結特定同族会社の特別税率

改 正 後	改 正 前
( 廃 止 )	<p>(総資産の帳簿価額の計算)</p> <p>19 - 1 - 8 令第 155 条の 25 の 3 第 1 項((総資産の帳簿価額)に規定する総資産の帳簿価額の計算については、3 - 2 - 7 ((総資産の帳簿価額の計算)から 3 - 2 - 9 ((税効果会計を適用している場合に総資産の帳簿価額から控除する金額)までの取扱いを準用する。</p>